**新型コロナ感染症対策に関する基本的な考え方**

　市川市教育委員会

市川市教育委員会における新型コロナ感染症対策につきましては、これまで緊急事態宣言発令時や、国や県の通知等を受け、基本的な考え方や対応等をお示ししてきましたが、このたび、新年度を迎えるにあたり整理いたしました。

現在、オミクロン株が主流となり、感染者数も日によって増減が見られ、予断を許さない状況ですが、各学校におきましては、引き続き感染症対策に取り組み、[「新たな学校生活スタイルガイドライン（令和４年４月改定版）」](http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/edu06/file/0000376478.pdf)に沿って教育活動を行ってまいります。

**①感染防止対策の基本**

　オミクロン株につきましては、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、徐々に明らかになってきています。

学校におきましては、今まで同様、「飛沫感染」「接触感染」「マイクロ飛沫感染」という、一般に言われている感染経路を絶つよう、引き続き対策を講じてまいります。

**【飛沫感染】**

飛沫が飛ぶような行為をしないこと、人と人との距離をとること、マスクを常時正しく着用することなどで防止します。人と人との距離が近くてもマスクを正しく着用していれば感染リスクは低減できます。

**＜マスクの着用について＞**

不織布マスクの着用が浸透してきました。マスクは不織布が最も効果が高い

　　　と言われており、布マスクやウレタンマスクは、それだけの着用では効果が低い

とされています。引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

マスク着用に関しては、体質的に着用できない方、暑い時期に着用することに

よる熱中症のリスク、着用そのものに疑問を持たれている方など、様々な事情や

状況、考え方があり、一律や形式的な対応には十分注意しなければならないも

のと考えています。

　 何らかのご事情により、マスクを付けることが難しいお子さんは、よく学校と話

し合っていただき、学校生活を送る上で、感染防止対策をどのようにしていくか共

通理解を図っていただくとともに、保護者の皆様方におかれましては、様々な事

情により、マスクをしない子やマスクをすることが困難な子もいることをご理解い

ただきたいと思います。

**【接触感染】**

多くの人が触れる箇所の消毒や、手指消毒（手洗い）で防止します。学校ではこれまで同様、共用箇所の消毒をしますが、街中では電車のつり革など、常に消毒されているわけではありません。

したがいまして、手指消毒（手洗い）の徹底や、むやみに自分の目や口を触らないことなどの指導は、子ども自身が自分の身を守ることにつながります。コロナ禍においては大変重要な習慣ですので、学校では繰り返し指導してまいります。

**【マイクロ飛沫感染】**

いわゆるエアロゾル感染と呼ばれています。一部では空気感染と認識されていますが、空気感染とは違うようです。細かな粒子が空気中を漂い、それを吸うことで感染しますので、適切な換気によって防止します。

換気の目安として、二酸化炭素濃度測定器を活用します。（学校衛生基準では　　１５００ｐｐｍ以下が基準）

換気はあくまでも空気の流れを作ることが重要で、天候にもよりますが可能な限り対角線上の２か所以上の窓（ドア）を開ける、サーキュレーターを使用して空気を循環させるなど、マイクロ飛沫感染の防止に努めてまいります。

**②学校で感染者が判明した場合**

　 校内の濃厚接触者等を特定する際には、感染者の「発症日」が重要です。発症日とは、感染者の症状（咳、発熱等）が現れた日であり、無症状の場合はPCR検査等を実施した日となります。

小学校においては保健所による「濃厚接触者」の特定、中学校においては学校による「感染リスクが高い者」の特定が行われます。

感染状況により、保健所での「濃厚接触者」の特定が困難な場合には、小学校においても中学校と同様に、文部科学省や千葉県の通知、これまでの保健所の判断を参考にして、発症から、発症日を除く２日前（※以降、感染可能期間）における学校での状況を確認し、「濃厚接触者の候補」の特定を行います。

なお、感染可能期間に登校をしていない場合は、校内での濃厚接触者等はありません。感染可能期間に登校をしていた場合に、校内の状況を確認し、濃厚接触者等を確認します。

**濃厚接触者等の特定**

　 各学校における濃厚接触者等の特定は、感染可能期間における下記の状況の有

無等を確認した上で行います。

・適切な感染防護なしに感染者を介護した者

・感染者の飛沫（くしゃみ、せき、つば等）に直接触れた可能性の高い者

・１ｍ以内の距離で互いにマスクなしで会話した者

・マスクの着用が不適切な状態(いわゆる鼻出しマスクや顎マスク)及び１ｍ以内の

距離で１５分以上接触、会話した者

・給食時の黙食の状況や部活動の参加の状況

・「放課後保育クラブ」「放課後子ども教室」「ふれんどルーム市川」等への参加の

有無

・その他（習い事や交友関係、外出先での飲食の状況等）

**③感染者の公表**

　子どもが感染した場合は、当該校の保護者に対して、感染者発生状況等を伝えます。なお、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意し、氏名は伝えていません。しかしながら、当該クラスの子どもたちに対しては、感染した子どもの保護者の了解を得たうえで、できるだけオープンに対応するようにしています。

これは、コロナに感染するのは誰にでも起こりうることですし、隠すようなことでもないという感覚を全ての子どもに持ってもらいたいとの思いからです。クラスの子どもたちにさえ感染したことを伏せてしまいますと、当該の子どもは、いつかは友達に知られてしまうのではないか、と不安な日々を過ごしてしまうのではないかと思います。

むしろ感染したことをオープンにして、当該の子どもが教室に戻ってきたときはクラ

ス全員で温かく迎えることが大切ですし、学校でも徹底して指導しています。

教職員につきましても、感染が確認された場合は、当該校の保護者に対してメール等で通知いたします。また、市民向けのメールにて、市の職員が感染した場合と同様に、年代、性別、職種、経路等を市民に周知しています。いずれの場合も個人名は伝えていません。

なお、積極的な公表は上記のとおりですが、教育委員会にお問い合わせいただければ、感染者の在籍する学校名まではお伝えしています。

（問い合わせ先：義務教育課　０４７－３８３－９２６１）

**④感染拡大時の対応**

子どもたちは学校生活の中で友人や教師などとのかかわりを通しながら様々なことを学んでおり、授業においても、他の子どもの多様な考えに触れながら視野を広げたり、学びを深めたりしています。また、生活リズムを整え、適度な運動習慣を保持するためにも、学校での生活は子どもの成長にとって欠かせないものだと考えます。

感染拡大時は、学校に行きたくないと思う子どもや、通わせたくないと考える保護者がいらっしゃる一方、学校に行きたい子どもや、通わせたいと考える保護者もいらっしゃいます。様々な事情や考え方がある中で、登校する子どもと登校を自粛する子どもの両方に対応できるようにするためには学校は可能な限り開いておく必要があります。

いわゆるロックダウンなど、地域の社会経済活動を停止するような場合は、当然

学校も一斉休校となりますが、小中学校が感染震源地（エピセンター）とまでは言えない中、学校だけを閉じることは教育的観点からも合理性からも慎重な判断が必要です。

つきましては、本市においては感染拡大時であっても市内一斉休校等は行わず、感染者が確認された学校毎に対応することとしております。

ただし、現在の感染対策では学校での感染拡大を抑えることが困難と判断した場合には、やむを得ない措置ではありますが、市内一斉の休校や学級・学年別登校などを講じていく場合があると考えています。

学校での感染拡大の抑制が困難となる要因としては、感染状況の更なる悪化、

感染力がより強い変異株の蔓延があげられます。

なお、特別支援学校については、教育委員会と学校が協議し、児童生徒の実態や特性に応じた対応となります。

**⑤今後について**

文部科学省の４月１日付の通知文における感染状況の現状では、

・令和４年１月からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も大きく増加

・すべての学校種を通じて「感染経路不明」が最も高い割合。次いで「家庭内感染」

が多くなっている

・「学校内感染」の経路の内訳は、幼稚園や小学校では「同一クラス」の事例が大

半。中学校や高等学校では「同一部活動」の割合が高い。

との分析結果が記されています。

本市におきましても、１月から３月は児童生徒、教職員の感染が拡大し、学級閉鎖や学年閉鎖、休校の措置をとった学校も多くありました。

今後も新たな変異株の影響など見通しの立たない部分もありますが、これまで経験してきたことを最大限に生かし、また最新の情報を収集しながら、多くの子どもたちにとって最適となる対応に努めてまいります。

保護者の皆様には、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。